

令和2年7月15日

社会福祉法人青鳥会  
福祉サービスご利用者  
並びにご家族 の皆様

社会福祉法人 青鳥会  
理事長 牧 美輝  
(公印省略)

## 新型コロナウイルス感染症に関する対応延長について(お知らせ)

長雨の候、皆様にはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は当法人の各事業所の福祉サービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

さて、鹿児島市で発生したショーパブでのクラスターによる感染が拡大し、7月1日以降の感染状況は別紙のとおりとなっております。

法人の福祉サービスのご利用につきまして、7月4日(土)~7月18日(土)の15日の間、面会、外泊、入所施設(グループホーム含む)からの通所施設への通所を控えていただいております。

別紙の通り、鹿児島の感染状況は減少傾向にはありますが、このまま減少傾向が続くのか、市中感染拡大となるのか見通せない状況にあります。

これらのことから、7月19日以降につきまして、下記の通り対応いたしますのでご理解いただきますとともにご協力をお願いいたします。

### 記

■フェーズ2での延長期間:令和2年7月19日(日)~7月31日(金)(13日間)

■フェーズ2での対応内容:

- ①期間中の外泊、面会を控えていただきます。
- ②期間中の短期入所のご利用を控えていただきます。  
(ご事情については各事業所にご相談ください)
- ③期間中の法人内の事業所をまたいだ通所をお控えいただきます。  
(グループホームからの通所も含みます)
- ④ご自宅からの通所事業のご利用は従前の通り、ご利用いただけます。

※鹿児島市の感染状況によっては、改めて8月以降の対応はご連絡をいたします。

※詳細につきましては、ご利用事業所へお問い合わせください。

鹿児島県における感染状況(R2.7.14 現在)

別紙

陽性者数

PCR 検査実施数

相談件数

日付	人数		日付	人数		日付	人数
7/1	1		7/1	17		7/1	66
7/2	9		7/2	26		7/2	130
7/3	29		7/3	130		7/3	556
7/4	35		7/4	409		7/4	668
7/5	13		7/5	533		7/5	682
7/6	12		7/6	511		7/6	1,108
7/7	8		7/7	604		7/7	1,546
7/8	3		7/8	788		7/8	964
7/9	2	※クラスターに伴う感 りますが、クラスター	7/9	419	染者は減少傾向にあ からの二次、三次感	7/9	781

47

**121人感染の北総育成園ルポ 病院化を迫られた福祉施設** 福祉新聞

3/28に国内最大規模の121人の新型コロナウイルス集団感染が発生した千葉県東庄町の障害者入所支援施設「北総育成園」。5/14に入所者全員の陰性が確認されるまで、官民連携で設置された対策本部が、全国で初めて施設を“病院化”して支援を行った。「施設機能の維持」「応援者の感染防止」を柱にした1カ月半の支援を振り返る。集団感染は、3/27にPCR検査で陽性だった職員の感染経路が不明のため、香取保健所が入所者と職員全員の検査を実施したことで判明した。当時は検査受診に厳しい基準がある中で、香取保健所の英断だった。

入所者26人、職員31人が陽性の情報は、すぐに育成園、さざんか会、県、船橋市、東庄町などに伝えられ、育成園には翌28日から国のクラスター対策班の医師と看護師、香取保健所の保健師が入り、検査や治療を開始。感染者と被感染者の分けや、環境が変わってパニックを起こすなど入所者の状況調査も行われた。

施設内でのケアを選んだのは入所者の状況調査の結果から環境変化に敏感な人が多いこと、病院で付添いが困難なこと、居室が個室で分けさえすれば感染拡大は防げると考えたからだ。

感染者と非感染者の分けを見直した。入所者が生活する赤ゾーン、濃厚接触者の職員と交差する黄ゾーン、本部職員がいる緑ゾーンに分け、各ゾーンは床にテープを貼って周知した。赤ゾーンは施設全体の約9割を占めた。

48  
06

染や感染経路不明の感染も見られており、市中感染拡大も懸念されます。

※千葉で発生した障害者支援施設の対応記事の一部を添付します。記事では、その後の支援状況も克明に記されていますが、この状況は何としても防がなければなりません。

# 新型コロナウイルス感染症発生時の対応マニュアルの解釈について

社会福祉法人青鳥会  
新型コロナウイルス対策委員会

新型コロナウイルス感染者の鹿児島県内11例目が鹿児島市で発生し、法人の「新型コロナウイルス感染発生時対応マニュアルに沿った対応を各事業所検討・対応されていますが、マニュアルの解釈によって対応を苦慮されている状況です。

マニュアルの解釈について以下のように整理しました。参考にしてください。

## 新型コロナウイルス感染症対策マニュアル

社会福祉法人青鳥会 R2.6.1.改訂

	県外の都道府県発生時【フェーズ0】	鹿児島県内発生時【フェーズ1】	市中感染(隣接市町会)時【フェーズ2】	法人、事業所内発生時【フェーズ3】
法人・ 全体 対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>●法人事業所の感染防止の取り組み状況の把握と管理</li> <li>●感染状況等の情報収集、とりまとめに基づく法人対応指針策定</li> <li>●「新しい生活様式」に基づく生活スタイルの密を避けた対応等)喚起</li> <li>●職員検温実施(出勤時)</li> <li>●館内消毒、換気の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●法人感染対策委員会の開催(法人内衛生管理者、管理センター)</li> <li>●職員検温2回実施(出勤前、出勤時)</li> <li>●館内消毒、換気の重点化通知</li> <li>●物品納入場所の制限</li> <li>●来訪者検温</li> <li>●職員への不要不急外出を控えるよう通知</li> <li>●日用品、非常用物品の状況確認と確保に努める</li> <li>●市中感染発生に備え、面会、外泊等の制限の案内通知</li> <li>●3密を避けた対応喚起</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●法人感染防止委員会開催(状況把握、関係機関と連携)</li> <li>●状況により、通所事業の閉鎖の判断</li> <li>●面会、外泊禁止の通知</li> <li>●館内消毒、換気重点化通知</li> <li>●職員に対して人混みへ行くことの自粛を要請する通知</li> <li>●職員検温3回実施(出勤前、出勤時、勤務5～6時間後)</li> <li>●各事業所職員の泊まり込み体制の検討</li> <li>●不要不急の外出、通院の制限通知</li> <li>●法人内、施設内発生時に備え、日用品、非常用物品の状況確認と確保実施</li> <li>●3密を避けた対応喚起</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●法人感染防止委員会開催(発生事業所の状況把握とバックアップ体制検討、各事業所職員の泊まり込み体制の計画)</li> <li>●館内消毒、換気重点化通知</li> <li>●非常時勤務シフト作成</li> <li>●職員に対して人混みへ行くことの自粛を強く要請する通知</li> <li>●職員の適宜労働に対する、身体的精神的状況の確認実施と対応</li> <li>●通所事業の閉鎖の通知</li> <li>●物品納入業者とは避けて対応</li> </ul>
事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>●感染状況等の情報収集、法人対応指針に基づく対応実施</li> <li>●通常運営</li> <li>●館内消毒、換気の実施</li> <li>●職員検温実施(出勤時)</li> <li>●入所利用者の状態観察に努める(起床時検温)</li> <li>●通所利用者の受け入れ時の状態観察に努める(来所時検温)</li> <li>●感染拡大が懸念される地域への職員の不要不急の外出を控えるよう要請</li> <li>●「新しい生活様式」に基づく利用者活動の工夫</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●基本的に通常運営</li> <li>●事業所内感染対策委員会開催(衛生管理者、管理センターに各所職員)</li> <li>●館内消毒、換気の重点的実施</li> <li>●職員検温2回実施(出勤前、出勤時)</li> <li>●来訪者検温対応</li> <li>●利用者の状態観察に努める(起床時、午後の検温実施)</li> <li>●通所利用者の受け入れ時検温と健康状態の把握</li> <li>●職員への不要不急の外出を控えるよう要請</li> <li>●日用品、非常用物品の確保に努める</li> <li>●市中感染発生に備え、利用者家族の面会、外泊等の制限の案内通知</li> <li>●3密を避けた対応実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業所内感染防止委員会開催(法人委員会の方針に基づき具体的対応確認)</li> <li>●状況により、通所事業の閉鎖の検討</li> <li>●面会、外泊禁止の措置</li> <li>●館内消毒、換気の重点的実施</li> <li>●法人の職員外出自粛要請に基づき対応</li> <li>●職員検温3回実施(出勤前、出勤時、勤務5～6時間後)</li> <li>●利用者の体調把握のチェックリスト作成(利用者の起床時、昼食前、入浴前、就寝前の4回検温実施)</li> <li>●屋外活動の中止</li> <li>●利用者の不要不急の外出、通院制限(代理通院等実施)</li> <li>●法人内、施設内発生時に備え、日用品、非常用物品の確保実施</li> <li>●3密を避けた対応実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●法人感染防止委員会の方針に基づき、職員の泊まり込み体制の作成</li> <li>●泊まり込み職員に対するバックアップ体制の確立</li> <li>●非常時勤務シフト実施</li> <li>●通所事業の閉鎖</li> <li>●館内消毒、換気の重点的実施</li> <li>●感染区域と多感染区域のゾーンニング</li> <li>●利用者の体調把握のチェックリスト作成(利用者の起床時、昼食前、入浴前、就寝前の4回検温実施)</li> <li>●入所利用者発生時の対応</li> <li>●物品納入業者とは避けて対応</li> <li>●委託事業者との情報共有</li> </ul>

※表中、【フェーズ0】は、基本的に平時の対応となるが、「新しい生活様式」に基づく対応は必要である。  
 ※表中、【フェーズ1、2】は、基本的な対応を示すが、事業所利用者の状態像によって事業所ごとの対応判断とする。  
 ※表中、【フェーズ3】の法人、事業所内発生時の具体的対応指針については、別紙策定のBCP(事業継続計画)に基づいて対応する。

マニュアル表中の、

○【フェーズ1】は、県内の発生地域(鹿児島県発表)によって、①利用者の活動域であるか②職員の通勤圏であるか等の条件を考慮した、法人各事業所に大きく影響があるかの判断が必要になります。そのうえで【フェーズ1】を発します。

○【フェーズ2】の「市中感染」とは、「鹿児島市内で1件発生した場合」ではなく、感染経路不明等の「市中で感染が広がっている状況」を指します。①利用者の活動域であるか②職員の通勤圏であるか等の条件を考慮した、法人各事業所に大きく影響があるかの判断が必要になります。そのうえで【フェーズ2】を発します。

○人数や件数での指針も探りましたが、判断の基準が実態とそぐわないことも考慮し、以上の判断とします。

○その他のいただいたご意見をもとに改訂版を作成し、発出します。